



あなたの笑顔をサポートします!  
一般財団法人 **秋田県総合公社**

令和7年5月1日  
秋田県立中央公園  
(指定管理者：(一財)秋田県総合公社)

### 中央公園球技場での練習について

平素より県立中央公園をご利用いただき、ありがとうございます。

県立中央公園球技場の練習場所としての開放については、当事務所において実施した令和6年度の需要調査の結果、一定のニーズが見込まれると判断いたしました。

このことから、令和7年度開場期間についても引き続き実施することといたしましたので、ご利用を希望される場合は以下の条件をご確認のうえ、お申込みください。

#### ○練習で使用することが可能な場合

① Jリーグ(J1からJ3)に所属するクラブチームのホーム・アウェー戦での直前練習の場合。

② 東北大会又は全国大会出場を控えたチームの大会直前の調整練習である場合。

※) この場合、出場する大会の要項を併せて提出していただきます。

- ・ ①②での利用においては、使用の2週間前までに競技団体からの文書(別紙1)による依頼を中央公園事務所にご提出いただくことが必要です。

#### ○練習で使用する際の注意点

- ・ 大会が予定されていない土日及び祝日であること。
- ・ 大会日程や芝の状況等により、ご利用をお断りする場合がございます。
- ・ 平日については芝の養生期間のためご利用できません。
- ・ 練習試合の場合、芝の保護のため1日3試合を上限とします。

#### ○その他

- ・ 予約期間は一般予約抽選終了以降とします。調整会議及び一般予約抽選では受け付けません。
- ・ 使用可能期間は施設の公開期間内に限ります。

(別紙1)

一般財団法人秋田県総合公社  
中央公園事務所長 様

\_\_\_\_\_  
(申請者)

### 球技場の利用申し込みについて

練習のため、球技場の利用を申し込みいたします。  
練習の詳細は下記のとおりとなります。

#### 1 利用希望日時・面数

#### 2 利用を必要とする理由（大会名まで記載）

例) 10月20日(日)開催 J2 リーグアウェー戦に向けた調整